

ボローニャ・プロセスによるウクライナ高等教育制度の改革

— 2段階教育制度の導入過程に焦点を当てて —

トカチェンコ・スヴィトラナ

はじめに —課題設定と分析枠組み—

ボローニャ・プロセスとは、欧州 29 カ国の高等教育担当官が署名したボローニャ宣言（1999 年 6 月 19 日）に基づく、一連の高等教育改革プロセスである¹。その目的は、端的に言えば、国際協力や学術交流に基づいた「欧州高等教育圏」(European Higher Education Area) を構築することにある。ボローニャ宣言に明示された 6 つの課題²の中で、2 段階制度の導入は、教育制度の類似性、学生および卒業生の移動性といった課題にも寄与し、国家間の教育資格の認定の度合いを高めるための重要な課題である³。

2 段階高等教育制度といえば、1999 年から「学部と大学院」の段階で行われている教育を示し、第 2 段階（大学院、学位は修士号・博士号）進学条件として最低 3 年の第 1 段階（学部）の修了を課す⁴。ベルリン・コミュニケ⁵（2003 年 9 月）以降、博士課程が学位の共通枠組に追加され、高等教育段階制度は、学士（最低 3 年）、修士（最低 2 年）、博士（最低 3 年）、の構成になった。本稿にいう高等教育の「2 段階」は、第 1 段階としての「学士」、第 2 段階としての「修士」の 2 段階構成を指す。

ウクライナは独立後、ヨーロッパへのインテグレーションに向け⁶、2005 年 4 月 19 日にボローニャ宣言に署名した。その理由は、第 1 にウクライナの卒業証明書を海外で通用させること、第 2 に教育の効力と質を向上すること、第 3 に世界の労働市場でのウクライナの教育機関とその卒業者の競争力を高めること、の 3 点である⁷。

ボローニャ宣言に署名することに伴って、ウクライナは高等教育の段階制度の導入を全国において実施し始めた。実際には、2005 年以前より、ウクライナは独立後の教育制度の新たな構築を目指し、独自の高等教育改革を行ってきた。1991 年の「教育法」(Закон України «Про освіту») では、高等教育に段階制度を導入する可能性が開かれた。具体的には、1991 年度から一部の高等教育機関において、以前から一般的な卒業資格であった「スペツィアリスト」(спеціаліст: 学習期間は約 5 年) に「バカラブル」(бакалавр: 学習期間は 4 年以下) と「マギステル」(магістр: 学習期間は 1 年または 1.5 年) が加えられた。ボローニャ・プロセス導入は、ウクライナの高等教育制度の一般的な卒業資格であった「スペツィアリスト」を廃止することを意味した⁸。

以上のように、ウクライナはボローニャ・プロセスの影響を受け、新たな高等教育制度を構築しつつある。しかし、これらの改革は 1991 年から始まり、2012 年までの現在でも、まだ決着がついていないとは言えない。例えば、「スペツィアリスト」の廃止は 2004 年に公表されたが、2012 年 1 月現在、7 年以上が経過したにもかかわらず実施されていない。新たな高等教育制度の構築を妨げるものは何かを明らかにすることが本稿の目的である。

上の目的を達成するため、本稿では、高等教育における 2 段階制度の導入過程の経緯を検討する。具体的には、以下の 3 点を明らかにすることを課題として設定する。

- ① 2 段階制度導入以降の高等教育制度構成の変化
- ② 構成の変化の理由
- ③ 高等教育制度構成の要素（スペツィアリスト、バカラブル、マギステル）の関係の明確化

①と③では、2 段階制度のあり方を定める「ウクライナ教育法」（1991 年、1996 年）、ウクライナ内閣の「教育資格水準（段階教育）についての法規」（1998 年、2001 年）、「教育法改正法案」（2008 年、2010 年）、「ウクライナにおけるマギステル養成の構成概念」（2010 年）を検討する。②では、先行研究およびウクライナ国会教育科学委員会の議事録を用いる。

また本稿では、大学などの高等教育機関に設置された教育課程の卒業資格に焦点を当てる。その理由は、図 1 に明らかなように、高等教育の第 2 段階として定められている「スペツィアリスト」と「マギステル」が、ウクライナの法律が定める「第 3・4 認定水準の高等教育機関」である大学などの高等教育機関でしか授与されていないためである。

ウクライナの高等教育における段階制度の導入過程に着目した先行研究としては、M. ザギルニャク、V. モシパン（M. Загірняк, В. Моспан, 2008）⁹の研究がある。工学部を事例として分析し、彼らはウクライナにおける段階制度の導入過程を以下の 3 つの段階に分けている。第 1 の段階は、形式的導入期である。卒業資格としてのバカラブル及びマギステルは導入されたものの、これらは職業資格ではなく、バカラブル課程修了者の就職が困難な段階である。第 2 の段階は、バカラブル課程の混乱期である。バカラブルは職業資格となるが、大学における一般教育課程として、またカレッジにおける職業教育課程としてのバカラブルが混在している段階である。第 3 の段階は、スペツィアリストを廃止し、バカラブル及びマギステルによる 2 段階制度へ完全に移行する段階である。

この研究は、ウクライナにおける段階制度の導入過程について事例を挙げて分析している点で、非常に示唆的である。しかし、この研究では「学士」の導入過程に焦点が置かれ、段階制度の変化については、工学高等教育の分野についてのみ検討されている。大学などの高等教育機関で行われている改革の全体像を把握した上で、2 段階制度についての具体的な検討が必要であると考えられる。

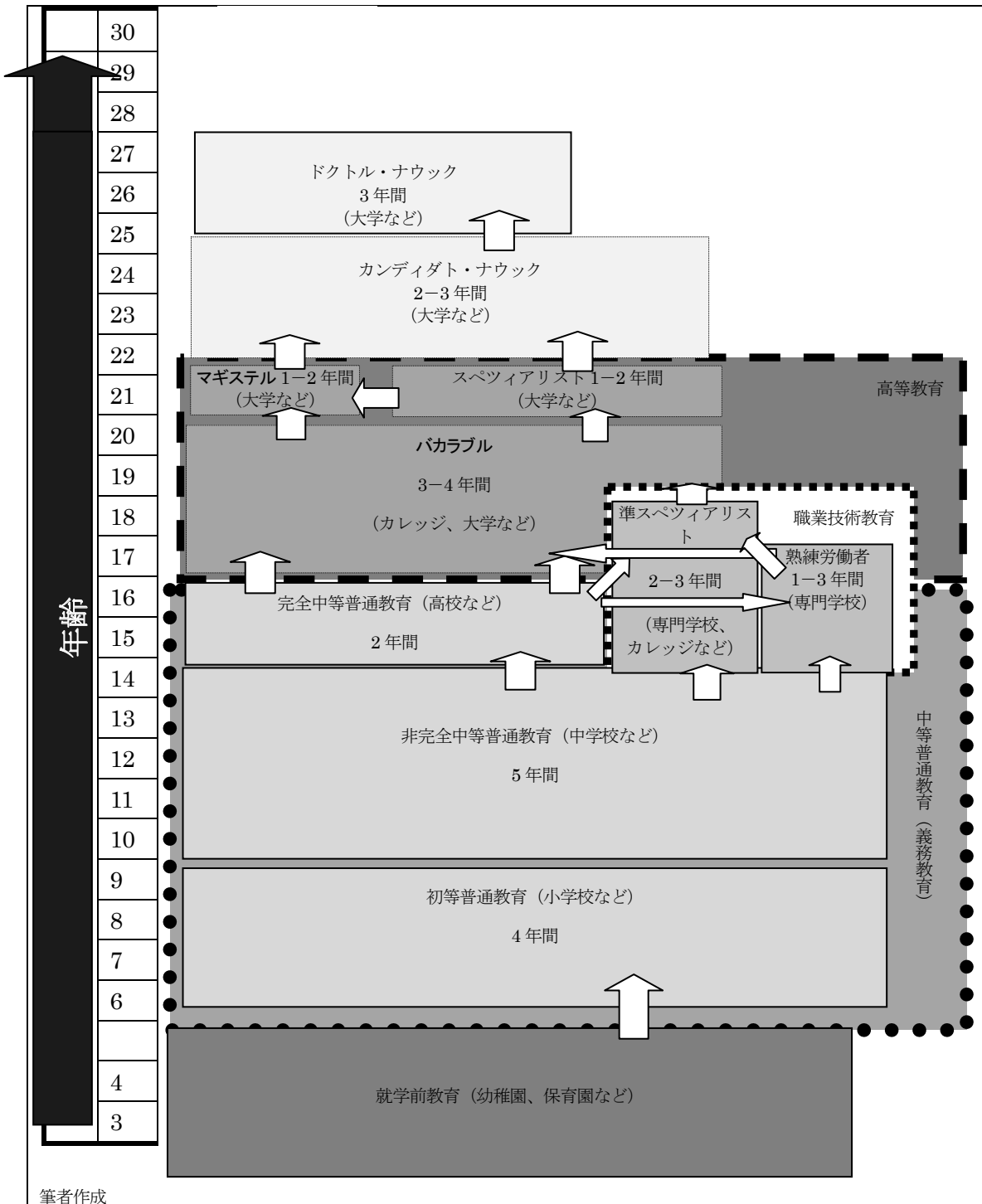
1 ウクライナにおける段階教育制度の導入

ウクライナは、ボローニャ・プロセス以前より独立後の新たな教育制度の構築を目指し、独自の高等教育改革を行ってきた。1991 年の「教育法」（Закон України «Про освіту»）¹⁰では、高等教育に段階制度を導入する可能性が開かれ、1991 年度から一部の大学などの高等教育機関において、以前から存在した「スペツィアリスト」（спеціаліст：学習期間は 5 年以下）に加え、「バカラブル」（бакалавр：学習期間は 4 年以下）と「マギステル」（магістр：学習期間は 1 年または 1.5 年）が導入された。

具体的には、1991 年 6 月 4 日に施行されたウクライナの「教育法」では、大学などの高等教育機関を卒業する際に授与されている資格に関しては、①バカラブル、②スペツィアリスト、③マギステルという 3 つの資格水準が示されている。しかし、同法では、バカラブル及びマギステルは学位である一方で、スペツィアリストは学位としては定められていない。その上、この時期は、新たな制度に関する詳細について 1998 年まで明らかにされないままであった。先行研究¹¹によると、高等教育にお

ける新たな2段階制度（バカラブル+マギステル）は欧米から借用され、そのまま「学位」という理念がなかったウクライナの卒業前高等教育に導入された。その結果、大学などの高等教育機関の卒業時にバカラブルを授与された者は、「バカラブル」が職業資格ではなく、学位として導入されたため、就職が困難であった¹²。

図1 2012年現在のウクライナの教育制度



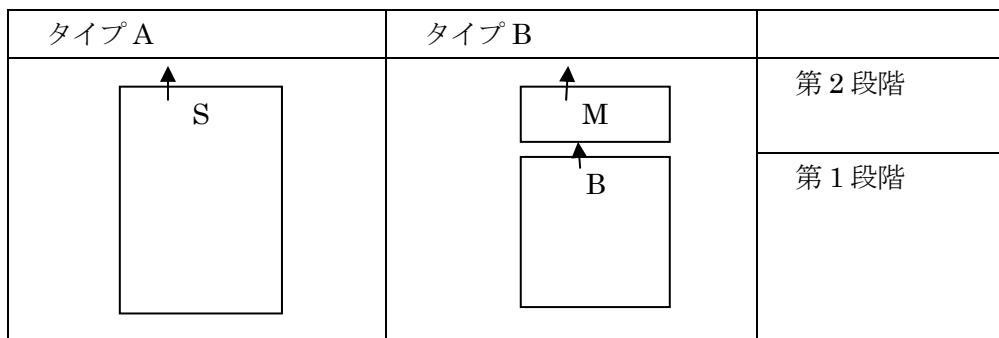
筆者作成

続いて、1996年に改正されたウクライナ教育法¹³の第30条及び第31条には、「教育水準及び教育資格水準」について定められている。まず、同法第30条の1により、高等教育は、①基礎高等教育、②完全高等教育に二分化された。次に、第30条の2により、高等教育の段階に関して、第1段階として、バカラブル、第2段階としてスペツィアリスト及びマギステルが示された。しかし、同法では、教育水準と教育資格水準の関係は定められていなかった。続いて、第31条の1により、ウクライナにおいて、学位としては、バカラブル、スペツィアリスト及びマギステルが定められていなく、第30条の2により、スペツィアリストと同様に一般の教育資格水準として規定されている。

しかし、新たに導入された段階制度は、大学などの高等教育機関において、1998年までほとんど活用されていなかった¹⁴。1997年度にウクライナの専門学校以上のレベルの教育機関を卒業した362,505人中、約16万人はスペツィアリストを授与され、それに対し、バカラブルは3万人、マギステルは約7千人授与された¹⁵。しかし、その時期のバカラブルは主に専門学校や短期大学のような教育機関で取得された¹⁶。その上、マギステルは第2高等教育資格として取得された場合もあった¹⁷。というのは、大学などの高等教育機関において、新たなバカラブル課程及びマギステル課程の卒業者は、以前から存在したスペツィアリスト課程の卒業者と比較して、非常に少なかったからである。

1997年以前における大学などの高等教育機関における教育課程を図式化すると、次の図2のような2つのタイプに分けられる。

図2 1997年以前におけるウクライナの高等教育段階制度の図式



筆者作成

※Bはバカラブル課程、Sはスペツィアリスト課程、Mはマギステル課程のことである。

タイプAは、1991年以前から存在していた教育制度である。第3・4認定水準の高等教育機関における5年制スペツィアリスト課程の卒業後、「スペツィアリスト」の資格が授与された。卒業後、ほとんどが就職し、一部の卒業生が大学院のアспиранトウーラに進学した。

タイプBは、ウクライナの法律により規定されたものの、実際には、このタイプの高等教育を受けた人数は非常に少なかった。カレッジ、インスティトゥート、大学などの高等教育機関における4年制バカラブル課程の卒業後、バカラブル号が授与される。インスティトゥート及び大学の卒業者は、ほとんどがマギステル課程に進学し、卒業後に就職した。一部の卒業者は、大学院のアспиранトウーラに進学した。また、5年制スペツィアリスト課程の卒業後、マギステル課程に進学することも可能であった。

2 高等教育における段階教育の推進

ボローニャ・プロセスは1999年に始まるが、ボローニャ・プロセスの基礎原理は、1988年に欧州諸大学の学長によって署名された大学大憲章¹⁸で形作られ、また、欧州高等教育圏の構想は、10年後の1998年にイギリス、フランス、ドイツ、イタリアの教育担当大臣が署名した「欧州高等教育制度

の構造の調和に関する共同宣言」から始まったと考えられている¹⁹。

ウクライナは上述のヨーロッパにおける動きの影響を受け²⁰、1998年にウクライナ内閣により「教育資格水準（段階教育）についての法規」²¹が出された。これにより、大学などの高等教育機関において高等教育段階制度の推進が始まる²²。この法規では、各教育資格水準の特徴、意義、要件などが始めて設定されている。

同法規により、大学などの高等教育機関で授与されている資格に関するウクライナの教育資格水準の構成は、①バカラブル（履修期間は4年間以下）、②スペツィアリスト（履修期間は1年間以下、あるいは1.5年間以下）、③マギステル（履修期間は1年間以下、あるいは1.5年間以下）である。具体的には、同法規が定めた、大学などの高等教育機関で行われている段階教育制度に関する点は、以下の4点にまとめられる。

- ① 「バカラブル」は専門学校や短期大学で授与される「準スペツィアリスト」と同様に、非完全高等教育として定められている。このような指定が批判され²³、2001年以降、²⁴「バカラブル」は「基礎高等教育水準」として位置づけられるようになった。
- ② 「スペツィアリスト」及び「マギステル」は完全高等教育であると定められた。そのため、ウクライナの高等教育においては、「スペツィアリスト」及び「マギステル」が付与されている教育課程は、大学院ではなく、大学の卒業教育及び大学部教育のように捉えているといえる。
- ③ 同法規では、スペツィアリストを授与された者はマギステル課程に進学できるが、マギステルを授与された者がスペツィアリスト課程に進学できるとは書かれていない。つまり、スペツィアリスト及びマギステルは高等教育において同様の第2段階にあるが、マギステルのほうが、スペツィアリストより上位に置かれているといえる。
- ④ スペツィアリスト課程の卒業者が同専攻のマギステル課程に進学する場合は卒業後教育になり、学習は個人教育課程に沿って行われる。従って、マギステル課程は、完全高等教育である一方で、職業後教育になる場合もある。

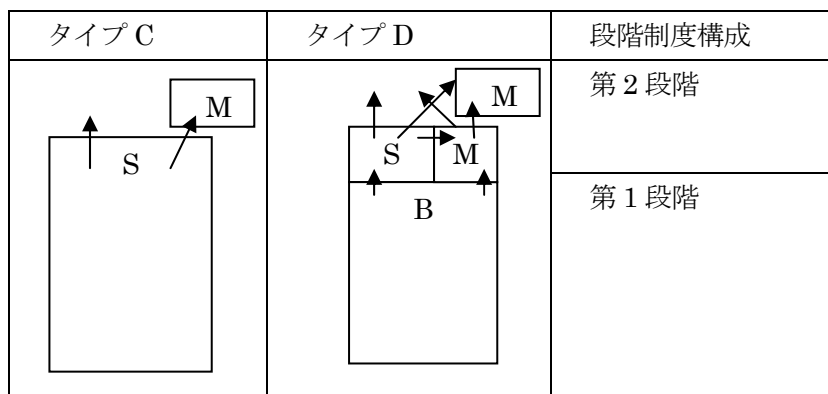
1998年から2005年までの時期にウクライナの高等教育機関においてバカラブル課程及びマギステル課程が積極的に導入された。しかし、この導入は、ウクライナの研究者の指摘によれば、十分に研究されていないままの導入であった²⁵。その結果、新たな資格を授与されるための教育課程の内容は、以前から存在したスペツィアリスト教育課程の内容には大きな変化は加えられなかった。

具体的にいえば、大学などの高等教育機関において、2段階制度を導入する際に、従来の5年制スペツィアリスト課程は、「4年制バカラブル課程+1年制スペツィアリスト課程」のような構成に分けられた²⁶。その上、多くの高等教育機関により実施された1年制スペツィアリスト課程と1年制マギステル課程の内容はほとんど同様であった²⁷。

さらに、ウクライナがボローニャ・プロセスの導入以前、医学及び教員養成などの一定の専門領域の高等教育において、新たな2段階教育制度は実施されていなかった²⁸。また、大学などの高等教育機関の卒業生であるバカラブルの就職は、ウクライナの法律において職業資格としてのバカラブルが規定されない状況が続いていたため、困難であった。バカラブル課程の卒業生の多くは、スペツィアリスト課程やマギステル課程に進学していたのである。

推進期の改革をまとめ、教育課程を図式化すると、図3のようになる。

図3 1997-2005年におけるウクライナの高等教育段階制度の図式



筆者作成

※Bはバカラブル課程、Sはスペツィアリスト課程、Mはマギステル課程のことである。

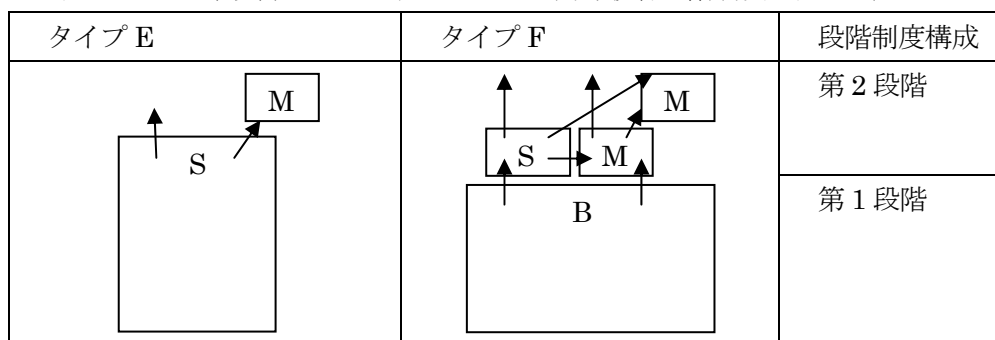
タイプCは、1997年以前のタイプ1の構成と同様である。大学などの高等教育機関における5年制スペツィアリスト課程の卒業後、「スペツィアリスト」の資格が授与された。卒業後、ほとんどの専門家は、就職した。一定の卒業者は、大学院のアспиранトウーラに進学した。また、5年制スペツィアリスト課程の卒業後、「スペツィアリスト」の資格が授与され、卒業後教育及び第2の高等教育を受けるため、マギステル課程に進学することも可能であった。しかし、実際にマギステル課程に進学した人は少なかった。マギステル課程卒業者も大学院のアспиранトウーラへの進学ができた。

タイプDは、推進期に普及していった。4年制バカラブル課程の卒業生のほとんどは、就職せずにスペツィアリスト課程及びマギステル課程に進学し、その後、就職した。一部の卒業者は、大学院のアспиранトウーラに進学した。また、1年制スペツィアリスト課程及びマギステル課程の卒業後、「スペツィアリスト」または「マギステル」の資格を授与され、卒業後教育及び第2の高等教育を受けるため、マギステル課程に進学することも可能であった。第2の高等教育のマギステル課程卒業者も大学院のアспиранトウーラへの進学が可能であった。

3 ボローニャ・プロセスの導入後のウクライナにおける高等教育の2段階制度の展開

ウクライナは、2005年にボローニャ・プロセスを導入した。ボローニャ・プロセスを導入することは、ウクライナの高等教育制度にとって、独自の卒業資格であった「スペツィアリスト」を廃止することを意味した²⁹。2005年のベルゲン・コミュニケでは、学士、修士、博士の3段階制度の導入が宣言された。つまり、ウクライナの政府において、従来のスペツィアリスト課程は、欧州高等教育圏に対応しないため、廃止されるという目的が設定された。ウクライナのボローニャ・プロセス導入後、2段階制度への移行が全面的に進められた³⁰。

図4 2005年以降におけるウクライナの高等教育段階制度の図式 (2005-2011年)



筆者作成

※Bはバカラブル課程、Sはスペツィアリスト課程、Mはマギステル課程のことである。

2005 年以降、現在までの段階制度の構成は、図 4 に示したように、前述した推進期の制度とほとんど同様である。ただ、この時期において、バカラブル課程の修了者のうち、進学せずに就職する割合が高まった³¹。

2005 年からスペツィアリストの廃止の予定が明らかになったが、現在の 2012 年 1 月までこの資格は廃止せずに、新たなバカラブル及びマギステルと同様の以前とほとんど変化なく付与は継続されている。しかし、2008 年に「教育法改正法案」が出され、同法案により、スペツィアリストの資格は廃止されることが法的に予定され、この廃止はスペツィアリストを授与された者や授与される予定の者からの強い批判を受けた³²。この批判に対応し、2010 年 11 月 8 日に新たな高等教育法案が出された。

「高等教育の構成」について定めた同法案第 6 条の 1 では、大学などの高等教育機関における教育資格水準を①バカラブル、②マギステルの 2 つと定めた³³。従って、同法案が施行されれば、ウクライナの大学などの高等教育機関において、スペツィアリスト課程が廃止され、バカラブル課程とマギステル課程だけが置かれることとなる。

既に付与された「スペツィアリスト」に関しては、教育資格水準としては「マギステル」に相応するものとされた（第 14 章第 4 条）³⁴。教育科学省の高等教育局副長のセルゲイ・コロヴァイチェンコはインタビューにおいて、取得された「スペツィアリスト」の卒業証明書は、それを付与した高等教育機関において「マギステル」の卒業証明書に変更できることを指摘している³⁵。同法案の最終改正の案内では、新たな教育法案により、ウクライナの高等教育制度はボローニャ・プロセスの要件を満たすと指摘された³⁶。

続いて、2010 年 2 月 10 日に公認された「ウクライナにおけるマギステル養成の構成概念」³⁷では、マギステル課程は次の 3 つのタイプの分化が可能である。①研究マギステル養成課程（дослідницька програма підготовки магістрів）は、1 つの学問領域で深い研究を含み。②職業マギステル養成課程（професійна програма підготовки магістрів）では、一定の職業活動のために職業コンピテンシーを発達させ、管理コンピテンシーを与える。③キャリアマギステル養成課程（кар'єрна програма підготовки магістрів）は、身につけた理論的な知識及び実践経験を、キャリア成長及び管理活動を行う準備のため完成させる。キャリアマギステル課程は、「マギステル」を 1 回授与され、職業経験が 3 年間以上ある者のための教育課程である。このような分化は、高等教育がダイナミックな現在労働市場に対応できるため、また及び高等教育を受けた者を産業においてかなり有効に利用するために導入された。

おわりに —考察と今後の課題—

ウクライナは 2005 年にボローニャ・プロセスを導入した。このような導入の影響を受けたウクライナの高等教育制度の展開に関しては、以下の点を指摘できる。

- (1) ヨーロッパの高等教育における動きの影響を受け、ウクライナは、20 年以上をかけて新たな高等教育制度を導入している。元の制度と新たな制度の理念も異なる上に、従来の教育制度は国の要求に対応したため、新たな制度の導入から 20 年が経った現在でも決着がついていない。例えば、スペツィアリストの廃止は、2004 年に決定されたにもかかわらず、現在もまだ実施されていない

い。予定では、実際の廃止ではなく、教育資格の名前の変化だけになる。また、ウクライナの法律において職業資格としてのバカラブルが規定されないため、バカラブル課程の卒業者の就職は困難である。また、一定の専門領域の高等教育において、新たな2段階教育制度は実施されていなかった。

- (2) ボローニャ・プロセスの要件に対応して段階教育制度を導入した結果、以前より複雑な高等教育制度となった。ウクライナの高等教育は、「スペツィアリスト」の要素しかなかった構成から、「バカラブル」、「スペツィアリスト」、2種の「マギステル」の構成へと移行しつつある。
- (3) ウクライナの高等教育は、ボローニャ・プロセスの影響を受け、大学などの高等教育機関にマギステル課程が導入された。しかし、新たなマギステル課程と以前から存在したスペツィアリスト課程は、同じように完全高等教育の教育課程と考えられている。
- (4) 今後のウクライナの高等教育制度の方針によれば、マギステル課程は、「スペツィアリスト」の職業教育的な性質、「マギステル」の学術的な性質の両方を含むことが明らかである。今後のマギステルは、専門家養成と研究者養成の性格があるため、一般の教育資格として位置づけるか学位として位置づけるか不明確であるといえる。
- (5) 「学位」と「高等教育資格」の概念は不明確である。具体的にいえば、段階教育制度の第1段階であるバカラブル課程は、導入時には学位として位置づけられていたが、推進期の見直しにより、学位ではなく、一般の教育資格として捉えられるようになった。また、段階教育制度の第2段階である「マギステル」も「バカラブル」のように学位として導入されたが、その後は学位ではなく、一般の高等教育資格として捉えられた。しかし、現在は、マギステル課程は研究者養成のための場として捉え直されている。

以上を踏まえ、ウクライナの高等教育における段階教育制度に関しては、以下のような点が明確とはなっていない。

- ① 「マギステル」も「バカラブル」も学位として導入され、その後、高等教育資格として捉えられるようになった理由
 - ② ウクライナの高等教育における「学位」と「高等教育資格」の概念の違い
 - ③ 専門家養成と研究者養成の性格を併せ持つウクライナのマギステルは、教育資格かあるいは学位として位置づけるべきか
- これらの解明については、今後の課題としたい。

引用文献

- ・ 湊七雄「EU諸国のボローニャ・プロセスと複合文化社会における教員養成過程改革(1)」、『福井大学教育地域科学部紀要IV(教育科学)』第63号、2007年
- ・ Barbara M. Kehm, Ulrich Teichler Which Direction for Bachelor and Masters Programmes? A Stocktaking of the Bologna Process. // *Tertiary Education and Management*, Vol 12, N 4, 2006
- ・ Вітвицька, С.С. Системно-історичний аналіз етапів становлення магістратури в Україні та Росії // *Вісник Житомирського державного університету*. – 2005. - №25 – С.249-252 (S.S. ヴィチヴィツカ「ウクライナ及びロシアにおけるマギステル課程形成段階のシステム歴史分析」、『ジトミル国立大学通報』、第25号、2005年、pp. 249-252)
- ・ Загірняк М., Моспан В. Вища школа – освіта чи кваліфікація? // *Вища освіта України*. –

2008. – №4 – С.53-57 (M.ザギルニャック、V. モシパン「高等教育は教育か、資格か」、『ウクライナの高等教育』第4号、2008年、pp. 53-57)

- Неприцький О.А. Приєднання України до Болонського процесу і післядипломна педагогічна освіта // Відродження. Науково-методичний вісник. – Вінниця, 2005. С.23-26 (O.A.ネプリツキー「ウクライナのボローニャ・プロセスへの加盟と高等教育後の教師教育」、科学方法論の通報『復活』、2005年、pp.23-26)

トカチェンコ・スヴィトラナ（筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻 後期1年）

¹ About the Bologna Process, The official Bologna Process website 2007-2010

<http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/about> (2011/11/1 再アクセス) (「ボローニャ・プロセスについて」ボローニャ・プロセスのウェブサイト2007-2010)

² ボローニャ宣言に明示された6つの課題は、①比較可能な学位 (easily readable and comparable degrees) システムの導入、②学部と大学院の2段階 (two cycles) 制度の導入、③単位制 (system of credits) の確立、④人の移動 (mobility) の効果的な実現、⑤質保証のためのヨーロッパ域内協力の推進 (European co-operation in quality assurance)、⑥高等教育におけるヨーロッパの特質の促進 (necessary European dimensions in higher education) である。

What are the reforms all about? The official Bologna Process website 2007-2010

<http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/about> (2011/11/1 再アクセス) (「その改革は何に関するか」ボローニャ・プロセスのウェブサイト2007-2010)

³ Barbara M. Kehm, Ulrich Teichler, 2006

⁴ ボローニャ宣言、ボローニャ・プロセスのホームページ

http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/documents/MDC/BOLOGNA_DECLARATIO_N1.pdf (2011/11/02 再アクセス)

⁵ プラハ・コミュニケ、ボローニャ・プロセスのホームページ

http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/documents/MDC/PRAGUE_COMMUNIQUE.pdf (2011/11/02 再アクセス)

⁶ New Members of the Bologna Process, National Report of Ukraine 16.09.2004, ボローニャ・プロセスのホームページ

http://www.ehea.info/Uploads/Documents/National_Report_Ukraine_05.pdf (2011年11月1日再アクセス)

⁷ O.A.ネプリツキー、2005年、p.23

⁸ 前掲書：New Members of the Bologna Process, National Report of Ukraine 16.09.2004

⁹ M.ザギルニャック、V. モシパン、2008年

¹⁰ Закон України «Про освіту» 1991 (ウクライナの「教育法」、1991年)

¹¹ S.S ヴィチヴィツカ、2005年

¹² M.ザギルニャック、V. モシパン、2008年、p. 55

¹³ Закон України «Про освіту» 1991 із змінами від 23.03.1996, (ウクライナの「教育法」、1991年、1996年3月23日改正)

¹⁴ S.S ヴィチヴィツカ、2005年、p. 250

¹⁵ Структура випуску вищими навчальними закладами України // Вищі навчальні заклади (1997-1998 pp.), Статистичний збірник, Міністерство Освіти України, Державний комітет статистики України, 1999, стр 30 (ウクライナの高等教育機関の卒業生構成「ウクライナの高等教育機関 (1997-1998年)」、統計集、ウクライナ教育省、ウクライナ国家統計局、1999年、pp.30)

¹⁶ M.ザギルニャック、V. モシパン、2008年、p. 55

¹⁷ S.S ヴィチヴィツカ、2005年、p. 250

¹⁸ The Magna Charta Universitatum

¹⁹ 湊七雄、2007年

-
- ²⁰ Положення про освітньо-кваліфікаційні рівні (ступеневу освіту), Постанова Кабінету міністрів України №65 від 20.01.1998 р. («教育資格水準 (段階教育) についての法規」、第 65 ウクライナ内閣法規、1998 年 1 月 20 日)
- ²¹ 同上
- ²² トカチェンコ・スヴィトラナ「ボローニャ・プロセスによるウクライナ教員養成の 2 段階制度に関する研究—ハリコフ国立教育大学を事例にして—」修士論文、筑波大学、2010 年、p. 57.
- ²³ М.ザギルニャック、V. モシパン、2008 年、p. 55
- ²⁴ «Про освітньо-кваліфікаційні рівні (ступеневу освіту)», Міністерство Освіти і науки України, лист, N 1/9-168 від 25.04.2001 («教育資格水準 (段階教育) について」、ウクライナ教育科学省、第 1/9-168 手紙、2001 年 4 月 25 日)
- ²⁵ Курило В.С., Походенко В.Д., Сазоненко Г.С., інш. // Вища освіта: європейський вимір та українські перспективи: Матеріали слухань у Комітеті Верховної Ради України з питань науки і освіти 18 червня 2008 року, офіційний сайт Комітету з питань науки і освіти (V.S.クリロ、V.D.ポホデンコ、G.S.サズネンコ等『高等教育：欧州ディメンションとウクライナの予想』、ウクライナ国会教育科学委員会、2008 年 6 月 18 日の議事録、教育科学委員会のホームページ)
http://kno.rada.gov.ua/komosviti/control/uk/publish/article;jsessionid=6066A0400FAB1E84E9959C9F73C24540?art_id=48987&cat_id=45821 (2011 年 10 月 10 日再アクセス)
- ²⁶ Козієвська О.І. Європейська перспектива: українські реалії Болонського процесу // Вища освіта: європейський вимір та українські перспективи: Матеріали слухань у Комітеті Верховної Ради України з питань науки і освіти 18 червня 2008 року, офіційний сайт Комітету з питань науки і освіти (О.І.Козієвська、「ヨーロッパパースペクティブ：ボローニャ・プロセスにおけるウクライナの実在」『高等教育：欧州ディメンションとウクライナの予想』、ウクライナ国会教育科学委員会、2008 年 6 月 18 日の議事録、教育科学委員会のホームページ)
http://kno.rada.gov.ua/komosviti/control/uk/publish/article;jsessionid=6066A0400FAB1E84E9959C9F73C24540?art_id=48987&cat_id=45821 (2011 年 10 月 10 日再アクセス)
- ²⁷ Львова І. На магістрів учитимуть не рік а два? // Експрес газета 21.7.2009 (Ирина・リヴォワ「修士課程は 1 年ではなく、2 年になる?」、『エクスプレス新聞』2009 年 7 月 21 日)
- ²⁸ 前掲書：New Members of the Bologna Process, National Report of Ukraine 16.09.2004
- ²⁹ 同上
- ³⁰ 同上
- ³¹ 前掲書：トカチェンコ、p. 67.
- ³² 前掲書：V.S.クリロ、S.M.ニコラエンコ、V.P.マラホフ等、2008 年
- ³³ Проект Закону «Про внесення змін до Закону України «Про вищу освіту», 2010, розділ II, стаття 6, пункт 1, офіційний сайт Міністерства освіти і науки України (法案「ウクライナの「教育法」の改正について」、2010 年、第 2 章第 6 条の 1、ウクライナ教育科学省ホームページ)
<http://www.mon.gov.ua/gr/obg/2010/101110.doc> (2011 年 11 月 1 日再アクセス)
- ³⁴ 同上、第 14 章第 4 条
- ³⁵ Юлія Рябчун, Людмила Долгополова, Украина останется без специалистов // Коммерсант Украина №161 от 24.09.2009 (ユリヤ・リャブチュン、リュドミラ・ドルゴполоヴァ、「ウクライナはスペツィアリストがなくなる」、『Коммерсантウクライナ』新聞、第 161 号、2009 年 9 月 24 日、『Коммерсантウクライナ』新聞のホームページ)
<http://www.kommersant.ua/doc.html?docId=1242765> (2011 年 10 月 10 日再アクセス)
- ³⁶ «Щодо проекту закону України «Про вищу освіту» (нова редакція)», Міністерство Освіти і науки України, лист №1/9-796 від 08.11.10 року («ウクライナ法案「高等教育法」について (新改正)」、ウクライナ教育科学省、第 1/9-796 手紙、2010 年 11 月 8 日、ウクライナ教育科学省ホームページ)
http://www.mon.gov.ua/newstmp/2010/10_11/3/081110_796.doc (2011 年 11 月 1 日再アクセス)
- ³⁷ Концепція організації підготовки магістрів в Україні, наказ Міністерства освіти і науки України №99 від 10.02.2010 («ウクライナにおけるマギステル養成の構成概念」、第 99 ウクライナ教育科学省令、2010 年 2 月 10 日)